

第2回中野区公契約審議会 議事概要

開催日時・場所	令和4年10月26日(水) 午後3時～ 中野区役所4階 庁議室
出席委員	武藤委員(会長) 阿世賀委員(会長代理) 進藤委員 大村委員 菊池委員 大辻委員
傍聴人	7名
審議案件	令和5年度 労働報酬下限額について
審議内容	事務局より説明 ①熟練工等に係る労働報酬下限額の考え方について →公共工事設計労務単価に100分の90を乗じて得た額とする。 ②公共工事設計労務単価が設定されていない職種の考え方について →類似の業務を担う工種の単価を準用し、単価が設定された場合はその単価とする。 ③未熟練工等に係る労働報酬下限額の考え方について →公共工事設計労務単価の「軽作業員」に100分の70を乗じて得た額とする。 ④委託・協定について、時間単価を算出するにあたっての考え方の比較 →「中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」における1時間当たりの単価の算出方法を根拠にする考え方を採用するか、実際の労働時間数における1時間当たりの単価の算出方法を根拠にする考え方を採用するか、諮る。
主な意見等	①熟練工等に係る労働報酬下限額の考え方について ・公共工事設計労務単価の90%というのは、他自治体と比較しても妥当な数値設定だと考える。 ②公共工事設計労務単価が設定されていない職種の考え方について ・参考値が示されたことも過去にはあったが、年度当初に間に合う時期に示されるか定かではないので、類似の職種を準用する形で良いのではないか。 ③未熟練工等に係る労働報酬下限額の考え方について ・工事設計労務単価の軽作業員の70%というのは、資材価格が高騰しているという状況もあり、やや高いのではないかという印象を受け

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額で見れば少し高く見えるかもしれないが、他自治体との均衡を考 えても妥当であるとする。資材価格については、人件費とは別の話 なので、別途区と協議していきたい。 <p>④委託・協定について、時間単価を算出するにあたっての考え方の比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態に近い、実労働時間をもとに算出する方法が望ましいのではない か。 ・休暇等の考え方も、反映すべきかどうか議論する必要があると考える。 ・市価の現状もある程度考慮した上で、上昇値を設定した方が良い。 <p>※以上の審議を踏まえ、労働報酬下限額の案を決定した。</p>
その他	今後のスケジュールについて確認した。